

## ④ 証券会社に貸付けた上場株式等の取得価額等

**Q** : 特定口座内にある上場株式等を証券会社に貸し付けていましたが、このたび返還されたので、特定口座に預け入れようと思っています。この上場株式等の取得価額・取得日は、どうなりますか？

**A** : 証券会社に貸し付けた時に特定口座で管理されていた取得価額・取得日となります。

### 【解説】

平成17年の改正により特定口座に受入れることができる上場株式等の範囲に、貸付契約に基づいて返還された上場株式等で一定のものが追加されました。

今回の措置により、貸付契約に基づき返還された上場株式等を特定口座に受入れされる場合、その上場株式等の取得価額・取得日は次の理由から証券会社に貸し付けた時に特定口座で管理されていた取得価額・取得日となります。

①その特定口座への受入れは、貸し付けた上場株式等と同種・同等の上場株式等の返還であるとの実態から、その貸付及び返還に際し特段の課税関係が生ずるものではないこと。

②返還された上場株式等が特定口座に受入れられなかった場合は、返還されたときに一旦特定口座に受入れられたものと、その受入後直ちに特定口座からの払い出しがあったものとそれぞれみなして、総平均法に準ずる方法による取得価額の付け替えを行うこととされていることから、この場合、受入れたものとみなされる場合の取得価額及び取得日は当然に証券会社に貸し付けた時に特定口座で管理されていた取得価額・取得日となること。

